平成２９年（フ）第１０７７号
大阪市旭区清水５丁目11番１―405号
債務者　松島　　募
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３９号
大阪府守口市東郷通３丁目９番30号
債務者　市川　隆明
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６号
堺市東区菩提町３丁39番地75
債務者　安田　勝秋
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠215号、前住所京都市下京区中堂寺坊城町28番地の７
債務者　木村　泰江
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
名古屋市名東区上菅２丁目215番地　アステールM301号
債務者　白崎　　浩
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内古　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５号
埼玉県草加市八幡町343番地３　浅井コーポＡ―201号
債務者　関塚　洋行
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目３番５―103号
債務者　後藤　武恭
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　未希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
長野県諏訪市大字中洲5386番地１
債務者　北原　範男
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４３４号
札幌市西区二十四軒３条７丁目４番46―116号
債務者　久住　　博
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２５号
札幌市東区北50条東９丁目10番５号　開ハイツＢ―101号
債務者　佐々木樹里（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０９号
札幌市北区屯田４条１丁目５番３号　石井アパート右
債務者　川越加奈子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１８号
北海道江別市野幌若葉町55番地の１　原始林ニュータウン若葉Ｅ棟102
債務者　砂川　利香
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２７号
札幌市北区北40条西４丁目２番10―501号
債務者　合田　典親
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
群馬県高崎市緑町４丁目７番地４　シャネルハイツ110号
債務者　三浦　政治
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５０号
群馬県高崎市三ツ子沢町435番地３
債務者　小和瀬正賢
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１００号
千葉県習志野市本大久保４丁目６番44号
債務者　成毛　縫子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
千葉県習志野市本大久保４丁目６番44号
債務者　成毛　　俊
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係